



鳥取労働局公示第 44 号

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 登録番号 | 鳥労登教 第 11 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号、
第 20 号、第 29 号、第 37 号、第 44 号、
第 45 号、第 66 号、第 77 号、第 78 号、
第 105 号 |
| 2 登録教習機関の名称 | 一般社団法人鳥取県労働基準協会 |
| 3 登録教習機関の住所 | 鳥取県鳥取市若葉台南 1 - 1 7 |
| 4 事務所の名称 | 一般社団法人鳥取県労働基準協会 |
| 5 事務所の所在地 | 鳥取県鳥取市若葉台南 1 - 1 7 |
| 6 変更事項 | 登録教習機関の代表者の変更 |
| 7 変更前の代表者氏名 | 岡田 幸一郎 |
| 8 変更後の代表者氏名 | 鶴石 健治 |
| 9 変更する年月日 | 令和 6 年 6 月 7 日 |

令和 6 年 7 月 30 日

鳥取労働局長

